

電子政府推進員の意見・要望等（情報提供）

平成 23 年 2 月（新システム移行後）～同年 5 月 15 日までの間に、電子政府推進員専用電子掲示板等に情報提供があった貴省の手続、システムに関する意見・要望等下記のとおり整理しましたので、参考まで情報提供させていただきます。

なお、貴省が実施したパブリック・コメントに対する電子政府推進員の意見・要望も再掲していますので、ご了承願います。

（手続分野：登記）

区 分	意見・要望等（概要）
経済的なインセンティブについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場でオンライン利用の推進に尽力しているのは申請代理人であるにもかかわらず、経済的なインセンティブは全て申請人本人に還元されるという今の仕組みを見直してほしい。 ○ 書面申請の方がかえって手数料が高いといった仕組みを作るべきではないか。
システム運用について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土日祝祭日は、インターネットで登記情報を取れない。当事者が遠方に居住の場合、取引は土日になってしまうことがあるが、土日に登記情報の確認できないのは、非常に不便である。 ○ 24時間365日、申請の受付だけでもしてほしい。公文書のダウンロードができるようにしてほしい。 ○ 受付代行システムの運用等、システムがダウンした場合の対応方法を整備してほしい。
金融機関に対する働きかけ（商慣行の改善）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担保の登記で、オンライン申請を認めない金融機関がある（理由は、窓口へ紙申請を提出するともらえる受領証を金融機関が要求するため）ので、働きかけをもっと積極的に行ってほしい。
窓口職員の対応改善、窓口でのサービス向上等	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン申請をした登記原因証明情報に軽微な誤記があり、登記所から書面申請なら補正は認めるが、オンライン申請だから PDF の内容と相違するので、取り下げよう連絡が来た。 しかし、登記研究の 728 号で、「特例方式において申請情報と併せて登記原因証明情報の PDF を提供させる趣旨は、架空登記申請の防止であり、PDF ファイルを送信してから原本を送付するまでの間に誤りに気付いて訂正された登記原因の発生に影響のない部分の字句の修正までを却下の対象とする必要はない・・・」とあり、「申請情報に添付した登記原因証明情報の PDF と原本提出した登記原因証明情報の同一性が確認できれば良いので却下事項ではないのでは」と登記官に説明したところ、取り下げ不要となった。

	<p>担当官は制度の趣旨をよく勉強し、安易な取り下げ要求をしないようにしてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例方式で図面を提出した場合、法務局でスキャンするのだが、ゴミや汚れが平気でスキャンされているのを良く見かける。確認の意味で図面を無償で1通交付してほしい。
サポートデスクの対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新システムが稼動してから10日ほど経過しても、サポートデスクの電話はつながりにくい。時間帯における電話の本数の「傾向」は示されているが、一体1日にどの程度の本数の問合せがあるのかについての情報を公開してほしい。
官が利用する場合の手数料の無料化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体からの委任による登記情報の調査については、インターネット登記情報提供サービスが利用できない。 地方公共団体が登記調査をする場合、窓口へ行けば無料なのに、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合有料になるため、事実上インターネットによる登記情報の調査ができない。法務局の数がどんどん減っている現状で、非常に不便である。
申請用ソフト等の使い勝手の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所内の1人がソフトを起動していると他の者のパソコンからは起動できないという点は、自分が申請した事件の処理状況が他のパソコンから確認できないことを意味し、非常に不便である。 ○ 申請総合ソフトのプログラムは、データも一つのフォルダに保存していく方法のため、申請件数が増えればフォルダ内のデータ量が多くなり、バックアップ等が困難になる。 ○ 申請総合ソフトのフォルダがPCにないとオンライン申請の状況が分からない。 ○ 2つパソコンで、申請総合ソフトのフォルダをAパソコンからBパソコンにコピーして、AもBからもそれぞれ申請した場合、データの統合ができない。 ○ 登記・供託オンライン申請システムについて、登記事項証明書の交付請求をしたが、特定の共有者の分だけの証明書が窓口では請求できるのに、オンライン申請では請求できなかった。 ○ 添付ファイルをPDFに限定するのは止めてほしい。 ○ 図面データの容量制限の緩和（図面データの提供の利便性向上） ○ 新システムでは1500個までのファイル添付ができるようになったが、図面に付けることができる名前には数字2桁という制限があって100種類（00～99）しか作成できない。（この図面に対する署名ファイルを合わせても200個が事実上の限界）図面に付けることができる名前の数字の部分を含めて4桁にしてほしい。 ○ 申請書などの表示がインターネットエクスプローラーなどのブラウ

	<p>ザに限定され、ページの変わり目が、印刷すると途切れる現象は直っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数申請の一括署名ができるとのことであったが、添付書類には署名されない。また、複数申請の一括送信できる幅は広がったが、電子納付は個別にしないといけないので、改善してほしい。
<p>申請総合ソフト等のプログラム等のバージョンについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記・供託オンライン申請システムで提供する「PDF 署名プラグイン」を使用して電子署名を行う際に必要となる AdobeAcrobat の種類については、adobeAcrobat のバージョン 10 に対応していない。早期に対応するようにしてほしい。 ○ 法務省の登記・供託オンライン申請システムでは、JRE (J A V A) は使わなくなったが、登記情報提供サービスでは未だ JRE (J A V A) を使っているので、問題は解決していない。 ○ 登記情報提供サービスでは、図面類を表示させるのに JAI ツールというのを使うが、いろんな困難な状況がある。利用者は自分がインストールしている JRE のバージョンを確認して、Java の設定が正しい組み合わせになっているかどうかの判断をしなくてはならず、その組み合わせが間違っていたら図面が表示されない。JRE (J A V A) の問題は何かしてほしい。
<p>普及啓発、利用者への案内の充実等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部で実施されているが、地方法務局レベルでも、利用者から、積極的にオンライン申請システムに対する意見要望を聴取してほしい。 ○ 何の予告もなしに一時、サイトがメンテナンスのため閉鎖された。このような場合には、あらかじめ、きちんと予告すべきである。 ○ 新オンライン申請システムが、メンテナンスでサービス停止したが、メンテナンス中であるというメッセージ画面が一切表示されなかった。(空白の画面だけが表示されていた) 事前にメンテナンスは周知されていたものの、このことを知らない利用者にとっては、自己のパソコンがおかしくなったと勘違いしてしまうのではないか。 ○ 新オンライン申請システムでは現行システムと同様に一度に送信できる申請件数が 50 件に制限されている。区分建物 (マンション) などでは当然 50 件を超える申請を一度にしなくてはならないということが起こるが、その場合の申請方法がよく分からないので、具体的な手続き方法を明確に示してほしい。

<p>不動産登記規則等の一部を改正する省令案（パブリックコメント）に対する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記事項証明書等の登記所窓口での交付について 登記所からは、審査終了の通知が届いてから窓口に来るよう指示されるが、この指示は根拠がないので、見直せないか。 ○ オンライン申請における登記完了証の記載内容の充実について 記載事項は必要最小限にすべき。オンライン促進策としては、単純に登記事項証明書と同じ記載内容にしてどこが変わったのか分かるようにしてくれた方がありがたい。又はオンライン申請をすれば、登記完了証の代わりに登記事項証明書が交付されるようにした方が、オンライン申請利用促進策になるのではないか。 また、登記事項証明書に外字が含まれるときは、外字部分がファイル名で表示され非常に読みにくい。 ○ オンライン申請における登記完了証の書面に交付について オンライン申請における登記識別情報の提供については、オンライン提供の他、書面申請と同様の方法を認めるべきである。 ○ 登記識別情報の廃棄に関する規定の明確化について 登記識別情報の廃棄に係る規定には反対。難解な要式と登記所の不十分な説明で登記識別情報を得ることができないことは、利用者にとって不便である。 ○ 登記情報交換システムを利用した登記事項証明書のデータ量制限の緩和 登記事項証明書のデータ量制限の緩和については、そもそも、利用者が欲する情報は一部であるため、一部証明の制度を設けるべきである。
<p>東日本大震災被災者特例制度について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者が登記事項証明書等の交付を受ける場合の特例については、オンライン交付請求の場合を除外するとされている。り災証明書などをオンラインで送れないことが理由なのかもしれないが、窓口交付ならその際に提示すれば特例の適用は可能のように思う。オンライン交付請求についても拡大の余地はないか。

(注)「区分」については、意見・要望等の内容を踏まえ、事務局で適宜分類したものです。
 また、意見・要望等の概要については、事務局において適宜要約して掲載しています。